

葛南教育事務所だより

千葉県教育庁葛南教育事務所

〒273-0012 船橋市浜町2-5-1

Tel 047-433-6017 Fax 047-433-3169



チーム葛南 未来を担う 子どもたちのために

千葉県教育庁葛南教育事務所 所長 山下 秋一郎

所長の山下と申します。2年目となります。

葛南教育事務所は、「未来を担う子どもたちのために」…今できることに全力で取り組み、五市と連携を図りながら、葛南教育のさらなる発展を目指してまいります。また、「上機嫌でいこう」を合言葉に、常に豊かな人間関係のもとで業務を進めます。そして、上機嫌の輪を各学校に広げていきます。



1 「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」について

本年度は、第2期教育振興基本計画「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」の5年目となり、5年計画の終着点です。本プランは、

- I 志を持ち、失敗を恐れずチャレンジする人材を育てる
～夢・チャレンジプロジェクト～
- II ちばのポテンシャル（潜在能力）を生かした教育立県の土台づくり
～元気プロジェクト～
- III 教育の原点としての家庭の力を高め、人づくりのために力をつなげる
～チームスピリットプロジェクト～

の3つのプロジェクトによって構成されています。

本県の教育施策は、この基本計画に基づいて立案・推進されていますので、校内研修等の際には是非ご確認ください。なお、この基本計画の実施状況、予算等が示された「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」重点施策推進計画（工程表）も平成30年3月20日に県教育委員会から示されていますので、ご活用ください。

2 令和元年度葛南教育事務所重点目標について

本年度のスローガン「チーム葛南 未来を担う子どもたちのために」（昨年度と同様）のもと2課1室が重点目標を設定しました。

総務課 人材づくりと適正な事務処理の体制づくり

- (1) 学校事務職員としての資質向上、および学校における事務方最終確認者としての責任と自覚の育成
- (2) 所長学校訪問・諸帳簿点検の継続的な実施、および給与関係事務処理の適正化の推進
- (3) 共同実施組織との連携と有用な情報提供およびグループリーダーの育成と、行政組織としての機能の向上

管理課 信頼される学校づくり

- (1) 安全安心な学校づくりの推進
 - 危機管理の「さ・し・す・せ・そ」の徹底
 - 日常生活を通じた危機回避能力の向上
- (2) 不祥事ゼロの学校づくりの推進
 - 「切実感・当事者意識・連帯感」を高める参加型研修実施による不祥事根絶への高い意識の保持
 - 校内モラルアップ委員会活動の充実
- (3) 教師が育つ学校づくりの推進
 - 講師を含めた初若年層・ミドルリーダーの育成、およびベテラン層の指導力の伝承
 - 千葉県教員育成指標をもとにした人材育成のための計画的な研修の推進、および人事評価の活用
- (4) 活気ある学校づくりの推進
 - 「学校における働き方改革」へ向けた意識改革、および実効性のある取組の推進
 - 心身の健康増進と、風通しのよい職場環境の推進

**指導室** よりよい授業づくりと学年・学級づくり

- (1) 確かな学力を育むための授業改善
 - 「問題解決的な学習」「ねらいに即した言語活動」「発問・板書・ノート指導」「ICTの利活用」に重点をおいた、「主体的・対話的で深い学び」の実現
 - 「全国学力・学習状況調査」等の結果分析と、課題の共通理解及び全教科等での改善
 - 保・幼・認定こども園、小・中・義務教育・特別支援学校の連続した学びの確立と、目指す資質・能力の育成
 - 授業と関連させた、主体的な学びにつながる家庭学習
- (2) いじめ及び不登校の未然防止の推進
 - 組織的な生徒指導体制の点検・整備
 - 児童生徒の発達段階や特性に即した確かな児童生徒理解と教育相談の充実
 - 学習規律の確立と生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開
 - 学校・家庭・地域・関係機関の連携・協働
- (3) 特別支援教育の推進を支える学校体制づくり
 - 校内委員会の機能を生かした「切れ目ない支援」
 - ユニバーサルデザインの視点を取り入れた「わかりやすい授業づくり・環境づくり」
 - 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用と、合理的配慮の提供
- (4) 地域とともに歩む学校づくりの推進
 - 教育の目標を共有した、地域の教育力の有効な活用
 - 家庭教育支援の充実による、家庭の教育力の向上



UNIFYは葛南5市の頭文字で、「一つになる」という意味です。

学校訪問・課題別訪問を実施します

【指導室】

令和元年度学校訪問は5月23日の市川市立南行徳中学校をスタートとして、55校を訪問します。「学習指導要領」や「平成31年度 学校教育指導の指針」の趣旨に照らし、管内各学校の教育課程の実施及び進捗状況を把握するとともに、より効果的な学校教育の推進を支援し、教育水準の維持向上を目的として実施します。

訪問に際しては、「2019年度 葛南教育事務所重点目標」等を踏まえながら、管内各市教育委員会と連携し、学校教育目標の具現化を目指して、各学校の抱える教育課題の解決に向けた指導助言に努めていきます。

- ①各学校の「全国学力・学習状況調査」等の分析を基にした学力向上の取組方策について指導助言を行う。
- ②「主体的・対話的で深い学び」の方向性をもち、授業改善に向けて指導助言を行う。
- ③保・幼・認定こども園・小・中・義務教育学校・特別支援学校の連携推進に向け、中学校区での授業参観の場とする。
- ④各市教委の指導主事に他市の学校訪問に積極的に参加してもらい、各市の連携と教育力の向上を図る。

また、課題別訪問は5月13日の浦安市立日の出中学校、舞浜小学校、高洲北小学校をスタートとして55校を訪問します。

訪問に際しては、「学力向上」「生徒指導」「特別支援教育」の状況を把握し、学校マネジメントの視点からより効果的なあり方について話し合うことで教育水準の向上に努め、管内各学校が「特色ある学校経営」を推進することを支援していきます。

今年度もどうぞよろしく申し上げます。



特別支援アドバイザーを派遣します

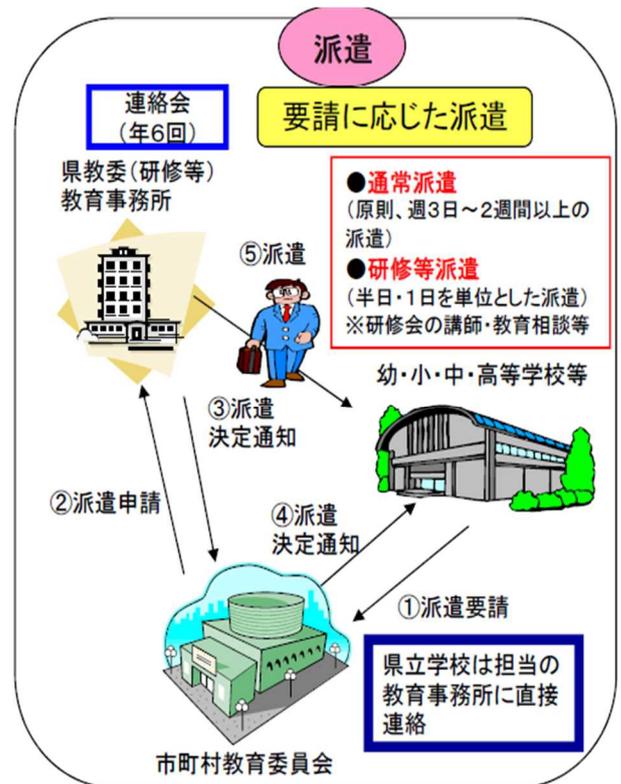
【指導室 特別支援教育班】

千葉県教育委員会では、各学校等のニーズの高まりに応え、「特別支援アドバイザー」を各教育事務所に配置しています。

葛南教育事務所では、管内各学校（園）からの要請に応じて、5名の特別支援アドバイザーを5月から各学校（園）に派遣しています。主に、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の指導・支援に関する助言・援助を行っています。

特別支援アドバイザーの派遣期間は、

- | | |
|----|----------------------------------|
| 1期 | 令和元年5月7日（火）
～7月12日（金）までの10週間 |
| 2期 | 令和元年9月2日（月）
～12月13日（金）までの15週間 |
| 3期 | 令和2年1月6日（月）
～3月6日（金）までの9週間 |



上記の期間の他、短縮日課や長期休業（夏季、冬季）の期間においても、校内研修等の講師として派遣します。今年度もぜひ御活用ください。

平成32年度（31年度実施）

公立学校教員採用候補者選考について

【管理課】

千葉県・千葉市では、

- 人間性豊かで、教育愛と使命感に満ちた教員
- 高い倫理観をもち、心身ともに健康で、明朗、快活な教員
- 幅広い教養と学習指導の専門性を身に付けた教員
- 幼児児童生徒の成長と発達を理解し、悩みや思いを受け止め、支援できる教員
- 組織の一員としての責任感と協調性をもち、互いに高め合う教員

を求めています。

学校現場にいる講師、各市における支援員や補助教員、ちば！教職たまごプロジェクトの大学生など、教職を目指している方々へのご支援・ご指導をお願いします。

- <実施日> 第1次選考 令和元年7月14日（日） 8：00受付
第2次選考 小学校以外 8月17日（土）～19日（月）
小学校 8月23日（金）～25日（日）
特別臨時的任用講師特例 8月25日（日）実施予定

平成31年度実施の教員採用候補者選考につきましては、5月8日（水）に出願期間を終了し、上記日程で行われます。今年度実施の採用選考の変更点は次の通りです。

障害者特別枠の新設

「身体障害者を対象とした特別選考」を廃止し、「障害者特別枠」を新設しました。

- 全学校種・全教科（養護教諭含む）で合わせて約5名。
 - 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けていること。
- 詳しくは、教職員課任用室までお問合せください。（043-223-4043）

全ての受験区分の一般選考で電子申請による志願の受付を開始

今年度よりすべての受験区分の一般選考で、インターネットを経由した電子申請による志願の受付を開始します。一般選考以外に志願する方は、これまでどおり、郵送にて受け付けます。

第2次選考における「小学校実技（器械運動）」の中止

第2次選考における小学校実技（器械運動・マット運動）は今年度より中止します。第2次選考の内容については、第1次選考合格者に通知します。



令和元年度所長学校訪問・校長室訪問の実施について

【管理課】

教職員の人事及び学校の管理運営について、各学校の実情を把握し、必要に応じた指導助言を行うため、今年度も5月から11月まで訪問を実施いたします。

○所長学校訪問（今年度55校）

各教室を回り、先生方の授業を参観するとともに、校舎内外の施設の視察、諸表簿の点検を行い、指導・助言をさせていただきます。

※訪問終了後にはアンケートを提出してください。学校現場からの感想を参考資料とし、今後に役立てていきます。（各市教委に提出）

○校長室訪問（今年度54校）

主に学校経営や人事管理の課題等について、校長先生からお話を伺います。

※より充実した訪問となるよう、事前に協議したい内容について10日前までにお知らせください。（各市教委に提出）

訪問では管理課の重点目標である下記の事項について、各学校の取組をお聞きします。

☆信頼される学校づくり☆

- 1 安全安心な学校づくりの推進（危機管理・危機回避能力育成）
- 2 不祥事ゼロの学校づくりの推進（研修・モラールアップ）
- 3 教師が育つ学校づくりの推進（層別の育成・人事評価）
- 4 活気ある学校づくりの推進（業務改善、総労働時間短縮、メンタルヘルス）



宿泊行事・部活動に係る特殊業務手当について

【総務課】

宿泊行事や部活動について、特殊業務手当の支給対象となるものは以下の表のとおりです。

特殊業務手当は業務を行った翌月に支給されます。該当業務を行った翌月の給与明細をよく確認しましょう。

疑問な点等がありましたら、事務担当者へ相談すると良いでしょう。

毎月適切かつ速やかな届け出が適正な支給に繋がりますので、御協力をお願いします。

根拠条文	業務の種類		支給額 (日額)	教育委員会が心身に著しい負担を与えると認める程度		
				週休日等 (週休日及び休日等)	休日等に当たる日以外の 正規の勤務時間が4時間 を超えない日	その他の日
第2号	修学旅行、林間・臨海学校等 (学校が計画し、かつ、実施 するものに限る。)において児 童又は生徒を引率して行う指 導業務で泊を伴うもの		5,100円	業務に従事した時 間が7時間45分以 上(就寝時間等は含 まない。)	同左	同左
第3号	教育委員会が定め る対外運動競技等 において児童又は 生徒を引率して行 う指導業務で泊を 伴うもの又は週休 日等に行うもの	泊を伴う もの	5,100円	同上	同上	同上
		週休日等 に行うもの		業務に従事した 時間が ア 終日に及ぶ程度 イ アと同程度		
第4号	学校の管理下において行われ る部活動(正規の教育課程と してのクラブ活動に準ずる活 動をいう。)における児童又は 生徒に対する指導業務で週休 日等に行うもの		ア 1,800円 イ 3,600円	業務に従事した 時間が引き続き ア 2時間以上4時間未満 イ 4時間以上	業務に従事した 時間が正規の勤 務時間以外の時 間において引き 続き ア 2時間以上4時間未満 イ 4時間以上	

【職員の特殊勤務手当に関する条例第11条の2第2項】